

## 目次

- I. 厚生年金基金に関する規制の撤廃・緩和
  - 1. 運用に関する規制の撤廃
    - 1) 厚生年金基金の自家運用に関する規制の撤廃
    - 2) 財産の移受管の場合に関する規制の撤廃
  - 2. 給付設計の弾力化
  - 3. 特別掛金・特例掛金の現物拠出
  - 4. 遺族に対する給付の取り扱いについて
- II. 金融諸慣行の見直し
  - 1. 資金移動事務の合理化
  - 2. 税制適格年金における特例掛金制度の導入
  - 3. 税制適格年金における生保一般勘定移管規制の廃止及び第二特約の利用
  - 4. 給付専用ファンドの設定
  - 5. 生命保険会社における給付シェアの見直し

### I. 厚生年金基金に関する規制の撤廃・緩和

#### 1. 運用に関する規制の撤廃

- (1) 厚生年金基金の自家運用に関する規制の撤廃

##### **要望**

厚生年金基金のうち、積立金の総額が500億円以上で、厚生大臣の認定を受けた基金の自家運用について、

- 1) 500億円以上という資産規模に関する規制を撤廃すること。
- 2) 債券以外の運用を認めること。

##### **具体的内容**

- 1) 現在、厚生年金保険法及び厚生年金基金令等により自家運用については、現行、資産規模が500億円以上で、厚生大臣の認定を受けた基金に限り認められているが、資産規模と各基金の運用体制との間に関連性があるとは考えられず、直ちに撤廃すべきである。
- 2) また、自家運用の対象が債券に限られている点に関しても、年金資産の運用が、資産全体のリターン及びリスクをコントロールすることが重要であることに鑑みれば、その一部分である自家運用を債券に限ることに合理性はない。投資信託、株式、未公開株式、投資事業組合等、基金の自己責任で自家運用を行うことを認めるべきである。

- (2) 財産の移受管の場合に関する規制の撤廃

##### **要望**

シェア変更等における財産の移受管の場合に、有価証券による移受管が行えるようにすること。

##### **具体的内容**

現在、厚生年金保険法及び厚生年金基金令により信託会社の運用は「金銭の信託」によらねばならないことになっている。このため、シェア変更等による財産の移受管は、一旦キャッシュ化しなければならず、売却等によりコストアップの要因となっている。したがって資産運用の効率化のためにも、「金銭以外の信託」の利用を認め、有価証券による移受管が行えるようにすべきである。

上記2項目はすでに平成9年6月6日付当協議会の「企業年金の規制緩和等に関する要望書」にて要望しており、自民党緊急国民経済対策(第4次)にて次期法改正時まで検討となっているが、早急な実施を重ねてお願いしたい。

## 2. 給付設計の弾力化

### 要望

厚生年金基金の加算部分において給付水準の労使合意による弾力化は認められたが、給付設計の規制が緩和されないため、実際に労使双方のニーズに配慮した制度変更を行うことができない。各基金及び企業の実情に応じて給付設計を労使合意のもとに改定が可能となるようにすること。

### 具体的内容

平成9年3月31日付の厚生省通知において給付水準の設定の弾力化が認められた。しかしながら、設立認可基準に定める様々な規制があり、実際に労使双方のニーズに配慮した制度変更を行おうとする場合にはこれらの規制が障害となるケースが想定される。

一般に加算部分は企業の退職金を移行させた例も多く、制度設計についても労使の合同に委ねるべきであり、給付水準の設定の弾力化を実行あるものとするためにも規制の緩和が望まれる。

厚生年金基金が公的年金の代行部分を持つが故に、その上乘せ部分に対する様々な規制が今後も継続して課せられるということであれば、今後の厚生年金基金制度の普及は望めないばかりか、既存年金についても代行制度そのものを問題視する議論にも繋がりがかねないと考えている。早急に下記の規制等の加算部分の制度設計に関する規制緩和が望まれる。

- 1) 厚生年金全体の満額支給開始年齢の繰り延べや、高学歴化に伴う60歳以降も子女を扶養する必要性の増大、さらには雇用の流動化の進展による定年以前の退職者の増加等により、厚生年金を受給するまでのつなぎ年金として企業が提供する有期年金に対するニーズが高まる傾向にある。しかしながら、現行の年金給付設計規則の中では有期年金部分の比率を終身年金部分より大きくすることができないため、個別基金のニーズを十分に反映することができない。
- 2) 選択一時金の支給額は、a.年金給付の保証期間分の現価相当額か b.年金給付の現価相当額の90%のいずれか低い方の額を上限とされている。したがって、例えば有期年金の場合、本来、等価であるべき年金給付現価を選択一時金より約1割高い水準に設定しなければならないケースも発生する。しかしながら、退職時の住宅債務の状況、財形年金貯蓄等の自助努力の状況により、従業員の一時金ニーズ・年金ニーズは一律ではないことを考慮すれば、選択一時金の選択者が年金選択者より不利益となるような規制は撤廃し、選択一時金と年金の選択については、公平性を確保した上で、労使の合意に委ねるとするのが合理的である。

## 3. 特別掛金・特例掛金の現物拠出

### 要望

厚生年金基金において、特別掛金・特例掛金の現物拠出を認めること。

### 具体的内容

- 1) 現在、厚生年金保険法および厚生年金基金令により信託会社の運用は「金銭の信託」によらねばならないことになっている。このため、掛金は現金の拠出しか認められていないが、米国では証券等による掛金拠出も認められている。
- 2) 掛金の効率的な拠出、また事業主の拠出方法の多様化のためにも米国並みに認められるべきである。なお、米国ではGM社が年金基金の積立不足解消のために、1995年に子会社であるEDS社の株式(時価総額63億ドル)を現金41億ドルと共に拠出した例があり、少なくとも積立不足の解消に当てるための特別掛金や特例掛金の拠出については現物拠出を認めるべきである。

## 4. 遺族に対する給付の取り扱いについて

### 要望

厚生年金基金の加算部分において遺族年金の採用を認めること。

### 具体的内容

- 1) 現在、厚生年金基金の加算部分においては認可基準上、遺族年金の採用は認められておらず、遺族給付はすべて一時金となっている。
- 2) 遺族年金制度を持つ税制適格年金の企業が、厚生年金基金に移行しようとした場

合、厚生年金基金に遺族年金制度がないため、既に従業員に対して約束している遺族年金の部分は、税制適格年金として継続させるしかなく、結果として厚生年金基金、税制適格年金の併用を強いられるか、厚生年金基金の採用を断念するかということになり、事実上選択の自由が制約されている状況にある。

- 3) 厚生年金基金において遺族年金制度が認められないとする合理的な理由はなく、遺族年金制度を認めるべきである。

## II. 金融諸慣行の見直し

### 1. 資金移動事務の合理化

#### 要望

- 1) 各受託機関の資金移動事務を合理化し、企業から拠出された掛金が各受託機関に即日入金される体制を整備すること。
- 2) シェア変更を行う際の財産移管に要する日数を短縮すること。

#### 具体的内容

- 1) 税制適格年金のシェア概念では、各受託機関の資産残高シェアが基準となって掛金のシェアも決まることになっているが、委託者たる企業には、各受託機関の運営方針、過去の運用実績等により、資産残高シェアとは異なるシェアで掛金を払い込みたいという、強いニーズがある。
- 2) 厚生年金基金においては、資産残高シェアと掛金シェアは切り離されており、税制適格年金においてもシェアの概念を見直し、資産残高シェアと掛金シェアを切り離して考えられるようにすべきである。

### 2. 税制適格年金における特例掛金制度の導入

#### 要望

税制適格年金において、特例掛金制度を導入すること。

#### 具体的内容

- 1) 企業から受託機関の総幹事に払い込んだ掛金が、各受託機関に配分されて実際に運用開始されるまで1週間～1ヶ月を要しており、運用資金が十分に活用されていない状況にある。この運用機会損失は、利差損という後発債務となって企業の負担となることから、看過することのできないものであり、各受託機関の早急な改善への取り組みを要望する。
- 2) シェア変更を行う際の財産移管に要する日数は、従来の約2ヶ月から約1ヶ月と短縮されたが、市場環境の変化に対応した運用を行うためにも更なる改善への取り組みを要望する。

### 3. 税制適格年金における生保一般 勘定移管規制の廃止及び第二特約の利用

#### 要望

- 1) 税制適格年金における生命保険会社の「新企業年金保険特別 勘定特約に関する事項」第56条による、一般勘定から特別 勘定への振替規制を見直すこと。
- 2) 税制適格年金において特別勘定第二特約を利用することが可能となるようにすること。

本項目に関しては平成10年3月10日付当協議会の「税制適格年金において生命保険会社が提供する商品に関するお願い」にて要望しており、早期の改善を要望する。

### 4. 給付専用ファンドの設定

#### 要望

- 1) 厚生年金基金において、生命保険会社は年金資産を効率的に運用するために、給付専用ファンドを設定すること。
- 2) 税制適格年金において、信託銀行、生命保険会社は年金資産を効率的に運用するために、給付専用ファンドを設定すること。

## 具体的内容

- 1) 厚生年金基金においては、信託銀行の共同受託の場合には給付専用ファンドが設置されているが、ファンド全体の給付専用ファンドが認められていない。また、税制適格年金の場合には自主審査要領により積立財産は各受託機関の引受割合に応じた額でなければならないことから、結果として各受託機関は給付に備えて一定割合のキャッシュを保持することが必要とされ、運用効率を著しく妨げている。
- 2) 給付のための専用ファンドに、必要なキャッシュを組み入れることにより、各運用機関はキャッシュを保持しておく必要が無く、それぞれの運用ファンドを100%活用し、効率的な資産運用が可能になる。

## 5. 生命保険会社における給付シェアの見直し

### 要望

厚生年金基金の給付シェアを資産残高シェアとは関係なく設定できるようにすること。

### 具体的内容

- 1) 平成9年6月の厚生省通知により、厚生年金基金の給付シェアは、「前事業年度一月末日の各契約毎の資産額の総資産の額に占める割合を基準とする等、各運用受託機関と契約に基づく協議の上で定めること」と改定され、信託契約に係る給付シェアは、従来の資産残高割合によることなく受託機関との間で設定することが可能となった。
- 2) しかしながら、保険契約については、同じ年金資産の運用であるにもかかわらず、商法第673条、保険業法第2条に定められた「保険」の定義に反しかねないとの理由から、現在も給付シェアを資産残高割合にて設定している。このため、各生命保険会社は給付のために常に現金を保有する必要があり、基金の資産運用効率を著しく妨げている。
- 3) 生命保険会社は給付シェアを資産残高割合と関係なく設定できるよう早急な改善への取り組みを強く要望する。

以上